

一般社団法人山形県LPガス協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形県LPガス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、LPガスの保安の確保と取引の適正化による消費者利益の保護に努めると共に、LPガス事業等の総合的發展と会員の福祉を図り、特に災害の発生を未然に防止し、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) LPガス事業等の保安の確保に関する企画、調査及び研究並びにLPガスの安全性等に関する技術的な指導、教育に関する業務
- (2) LPガス消費者に対する保安上の啓蒙活動及び取引の適正化に関する情報の伝達
- (3) LPガス事業等の近代化及び経営の合理化等に関する情報の収集、知識の普及及び啓発
- (4) LPガス保安等に関する図書等の頒布
- (5) 会員の福祉に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する企業及び個人、又は団体であつて、次の規定により、この法人の会員となつた者をもつて構成する。

(1) 普通会員

イ 第1種会員 山形県内に存する高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。平成9年4月1日高圧ガス取締法から改称。）に基づく液化石油ガスの製造又は貯蔵所設置の許可を受けた事業者及び同法に基づく液化石油ガスの製造、貯蔵所の設置、販売又は消費の届出がなされた事業者並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に基づく液化石油ガスの販売事業の登録を受けた事業者。

ロ 第2種会員 山形県内に存する液化石油ガス法に基づく保安機関の認定を受けた事業者。（イに掲げるものに該当するものを除く。）

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した普通会員を除く企業及び個人、又は団体。

2 前項の会員のうち普通会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になつた時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総普通会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 当該会員が事業を廃止したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、すべての普通会員をもって構成する。
- 3 第1項の総会をもって、「法人法」上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

2 総普通会员の議決権の5分の1以上の議決権を有する普通会员は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会は、普通会员に対し総会の目的たる事項及びその内容、並びに日時及び場所を示して、2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、普通会员1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総普通会员の議決権の過半数を有する普通会员が出席し、出席した当該普通会员の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は普通会员の半数以上であって、総普通会员の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第19条 普通会员は代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該普通会员又は代理人は、代理権を証明する書面(委任状)を提出しなければならない。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由により、総会に出席できない普通会員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規程により書面をもって表決した普通会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は普通会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき普通会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が普通会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、普通会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した普通会員の中から選出された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上31名以内

(2) 監事 3名以内(内、外部監事1名)

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とし、8名以内を常任理事とすることができる。

3 前項の会長をもって「法人法」上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
監事はこの法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、その職務を行う。
- 4 専務理事は会長を補佐し、業務の執行を総括する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の任期の満了のときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会開催の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは出席した他の理事がこれに当たる。

(決議等)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 常任理事会等

(常任理事会)

第37条 この法人は事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、常任理事会を設置する。

2 常任理事会の理事は、理事会において選任する。

3 常任理事会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める常任理事会運営規則によるものとする。

(部会及び委員会)

第38条 この法人は、第4条の事業活動を行うため必要と認められるときに、理事会の承認を得て部会及び委員会を設置する。

2 部会及び委員会のメンバーは、理事会の承認を得て、会長が選任する。

3 部会及び委員会に関する事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第39条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。

4 顧問及び参与の報酬は無報酬とする。

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他職員を置く。

3 事務局の職員は会長が任免する。ただし、事務局長の任免は会長が理事会に諮り行うものとする。

4 事務局に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第41条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の通常総会で報告しなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配の制限）

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は大場正仁とする。
- 4 この定款を改定する。(平成25年5月22日総会決議)